

工 事 仕 様 書

1 工事件名： 8号建物昇降機補修工事

2 工事場所： 静岡県御殿場市板妻 4 0－1 陸上自衛隊板妻駐屯地

3 工事概要： 8号建物内にある昇降機の電源装置（UPS）の交換 1式

4 工事種目： 機械設備工事 一式

5 一般事項

（1）本仕様書は、「8号建物昇降機補修工事」に摘要する。

（2）本工事は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により確実に実施すること。

ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」

イ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」

（3）図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。

（4）図面の内容と現況に相違のある場合、図面に明記なき場合又は疑義が生じた場合には、監督官を通じて契約担当官と協議する。

（5）責任施工

工事施工は、すべて設計図及び工事標準仕様書並びに工事仕様書に示されたとおりとし、完成後の機能を完全に満足させるよう誠実に施工するものとする。

（6）現場代理人及び主任技術者

現場代理人は、工事施工に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有する者とする。国家資格等を必要とする施工の場合は、その資格を有するものとし、その資格の写しを監督官に1部提出するものとする。

（7）工事工程表

契約相手方は、工程表を監督官に提出し承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。

（8）材料

ア 仮設用及び特に示されたもの以外はすべて新品であること。

イ 工事に使用する材料は、監督官立会のもと検査を受け、合格したものを使用すること。

ウ 監督官の指定する材料は、承認図及び見本等を提出して承認を受けること。

（9）工事現場管理

ア 作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにすること。

イ 高所作業に伴う安全管理を的確に行うこと。

ウ 本工事の施工に伴い、他の施設及び物品等に汚損または損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。

エ 資材搬入口及び資材置場については、監督官の指示に従うこと

オ 工事に必要な水、電気は請負業者の負担とするが、やむを得ず官側のこれを使用する場合は有料とする。

(10) 工事写真

ア 写真はカラー（サービス版）とし、1部（台紙貼付等）を提出するものとする。

イ 撮影要領

（ア）各工程毎施工前、施工中（外部から明視できなくなるおそれのある箇所は確実に撮影する。）及び完成後共同一場所、同一方向から撮影すること。

（イ）工事看板（黒板等）には工程等を明瞭に記載すること。

（ウ）撮影にあたっては、図面寸法等の対比が容易にできるよう縮尺を明らかにすること。

（エ）資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。

（オ）その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。

(11) 工事関係書類等の管理

ア 工事関係書類、パソコン及び可搬記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期すること。

イ パソコン及び可搬記憶媒体を駐屯地内に持ち込む場合に、監督官に申し出て必要な処置を行うものとする。

(12) 作業実施日及び作業時間

ア 土日及び祝日の作業は原則認めないものとするが、停電を伴う作業は土日で実施すること。

イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時限（08:15～17:00）に合わせて実施すること。

ウ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を得てから作業を実施すること。

(13) 構内車両運行

ア 構内における車両駐車場は、監督官の指示によるものとする。

イ 構内車両運行速度は、25km/h以下とする。

ウ 構内車両運行は、安全運転に万全を期すること。

エ 駐屯地に出入門する際は、左折入門及び左折出門を基本とする。また、出入門時において、一般道を走行する車両の妨げとならないよう努めること。

(14) 火気の使用

火気の使用については、火気使用申請書を提出し、許可証受領のうえ、当該器具を使用するものとする。

(15) 発生材等の処理

ア 金属類の発生材は発生材調書により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬出する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従うこと。

イ 産業廃棄物等は選別を行い、リサイクル等再資源化に努めること。

ウ 産業廃棄物の処理については、契約相手方の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票E票までの写しのほか、その他監督官の指示するものを提出すること。なお、産業廃棄物管理票における排出事業者とは契約相手方とし、E票の写しについては最終処分が終了した旨が記載されたものを最終処分者から返送された後、速やかに監督官に提出すること。

工事件名	8号建物昇降機補修工事	図面番号	2/4
図 名	工事仕様書（1）	縮 尺	-
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊管理科営繕班		作成年月日	R04.12.8

(16) 工事完成検査

- ア 契約相手方は監督官と共に、検査官による完成検査を受けるものとし、不合格の場合は契約相手方の負担により是正した後、再受検すること。
- イ 完成後検査が不可能または困難な箇所は、その施工にあたり監督官の指示を受ける。

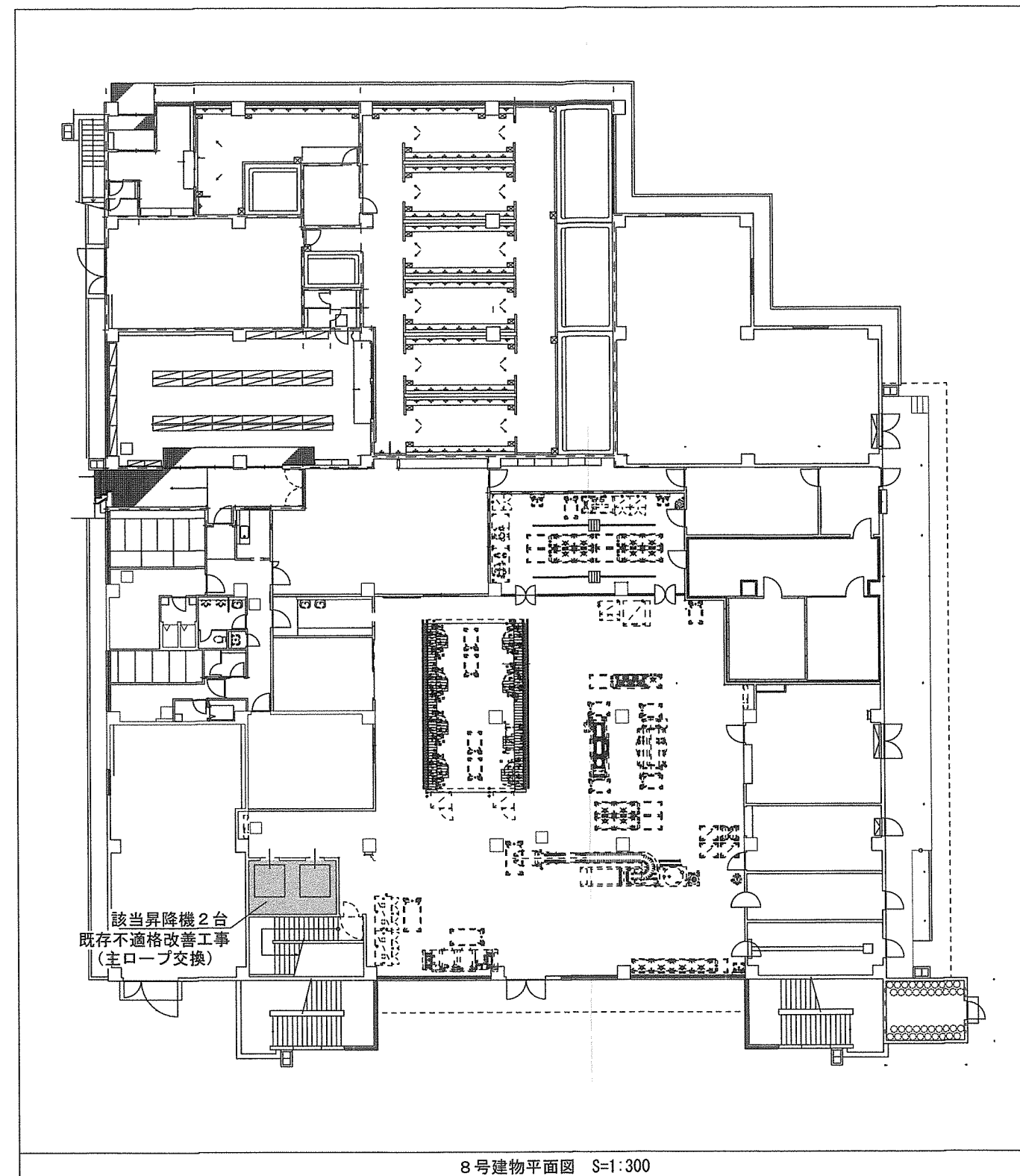
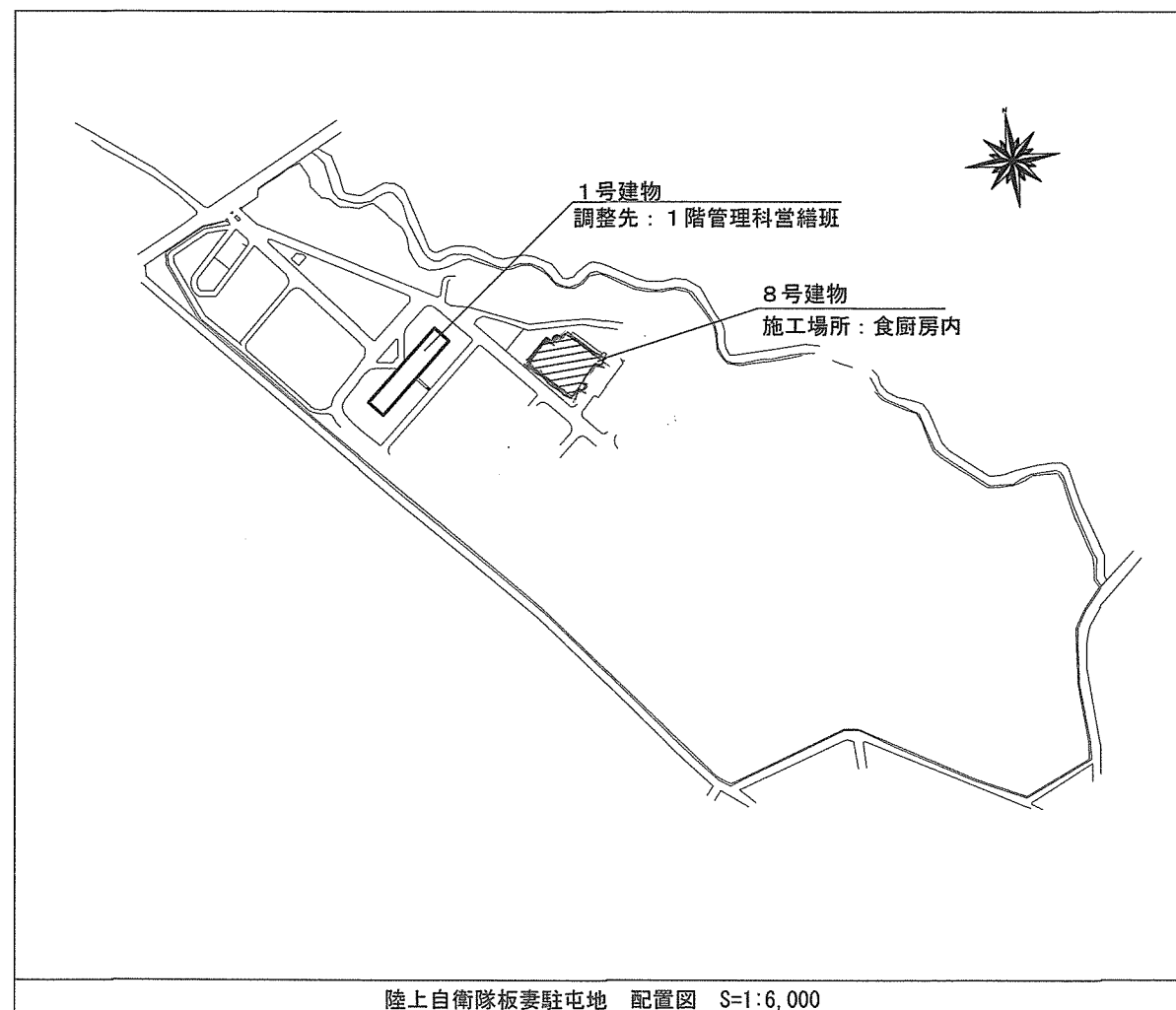
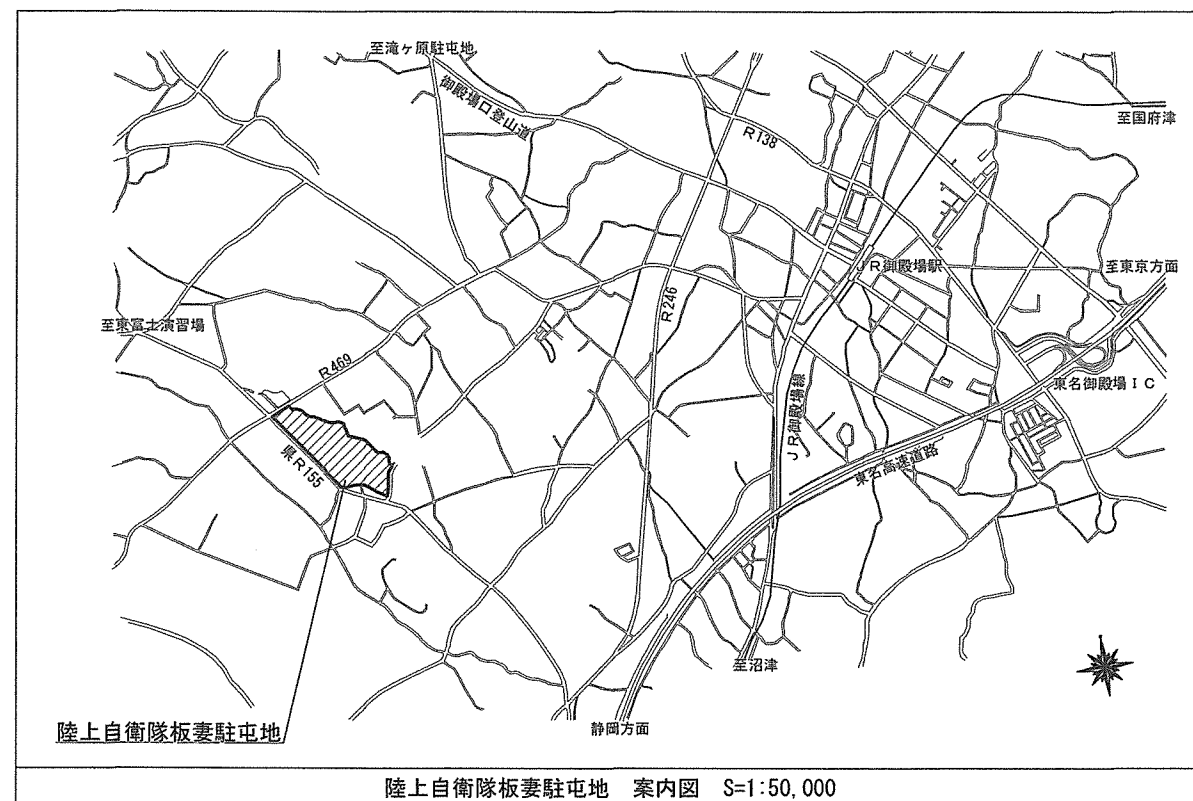
(17) 環境への配慮に関する要求事項

- ア 契約相手方は「国等による環境物品等の調達等に関する法律（平成12年法律第100号）」第6条第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基準に適合した工事が実施できること。
- イ 当該基準については環境省ホームページ「<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>」にアクセスし、契約履行に反映できるように熟知すること。

6 特記事項

- (1) 本工事で該当する昇降機の仕様は下記のとおりとする。
 - ア 製造会社：シンドラエレベーター株式会社
 - イ 型式：PF-18-2S-45（人荷用） 計2台
- (2) 本工事の内容は、既存不適格改善のため、主ロープ等を交換するものである。
- (3) 施工完了後、試験調整を実施するものとする。
- (4) 工事日について、本施設は厨房施設のため、月末金曜日を基準とする。
できない場合は、監督官と日時を調整し、工事日を決定するものとする。

工事件名	8号建物昇降機補修工事	図面番号	3/4
図 名	工事仕様書（2）	縮 尺	-
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊管理科営繕班		作成年月日	R05. 4. 21



工事件名	8号建物昇降機補修工事	図面番号	4/4
図名	案内図・配置図・平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊板妻駐屯地業務隊管理科営繕班		作成年月日	R5. 4. 19